

令和4年10月7日（金）

令和4年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会

資料2

多摩市一般廃棄物処理基本計画（素案）

計画期間 令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

令和5（2023）年3月

多摩市

はじめに

～市長挨拶文（作成中）～

多摩市長 阿部 裕行

多摩市一般廃棄物処理基本計画

目次

第1章 計画の概要について	1
1. 背景 ～多摩市を取り巻く社会情勢～	1
2. 多摩市の現状	4
3. 本計画の趣旨	6
4. 関連計画の紹介	7
5. 本計画の体系	9
6. 計画処理区域	10
第2章 多摩市の概況について	11
1. 多摩市の位置	11
2. 市域の現況	12
3. 将来像	19
第3章 ごみ処理の現況と課題	21
1. ごみ量に関する現況の整理	21
2. 前計画の実施状況	29
3. 課題の整理	42
第4章 ごみ処理基本計画	46
1. 基本理念	46
2. 役割の分担と責務	50
3. 対象ごみ	51
4. ごみ処理の主体	52
5. ごみ減量目標	53
6. 排出抑制計画	60
7. 収集・運搬計画	66
8. 中間処理計画	69
9. 最終処分計画	74
10. ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取り組み	77
11. その他ごみ処理に関し必要な事項	78

第5章 生活排水処理計画	79
1. 基本理念	79
2. 基本方針	79
3. 現状	80
4. 生活排水処理の主体	85
5. 対象生活排水	85
6. 排出抑制・資源化計画	85
7. 収集・運搬計画	85
8. 最終処分計画	86
9. その他	86
資料編	87
1. 本市の沿革	88
2. 組織・事務分掌	88
3. 処理手数料	95
4. 多摩市食品ロス実態調査結果(令和2年度実施)	97
5. ごみの将来推計	99
6. 用語解説	104

第1章 計画の概要について

1. 背景 ～多摩市を取り巻く社会情勢～

(1) 世界の動向

現在、私たちは地球規模の気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の損失、貧困、エネルギー問題など、環境・経済・社会における様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行という新たな問題に直面しています。これらの問題は相互に関連しており、将来にわたって安心して暮らしていくためには、早急に取り組んでいかなければならない問題です。

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットでは「持続可能開発 2030 アジェンダ」が採択され、2030（令和 12）年における 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が設定されました。

また、同年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2°C より十分下方に抑える（2°C 目標）とともに 1.5°C に抑える努力を継続することが掲げられています。

このような動きの中で、特に廃プラスチックや食品ロスの問題への注目が高まり、廃棄物分野においてもプラスチックの使用量削減及び資源循環の構築、食品ロスの発生抑制に向けた規制や政策が急速に進められています。

■ S D G s（持続可能な開発目標）における 17 のゴール



(2) 国の動向

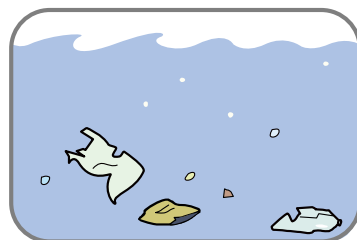
国は、廃棄物にかかる様々な問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)をはじめとした各種廃棄物関連法令を整備し、安全な廃棄物処理やリサイクルに向けた対策を講じてきました。

平成 30 (2018) 年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、人口減少・少子高齢化、地域の衰退といった課題の解決に向け、地域循環共生圏の形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環などを統合的取組として掲げ、SDGs への取り組みを踏まえた指標や施策を示しています。

令和元 (2019) 年には、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、廃棄物の輸入規制等の課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 4 (2022) 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に関わるあらゆる主体においてプラスチック資源循環等の取組 (3R+Renewable) を促進するための措置を講じることが求められています。

また、令和元 (2019) 年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)においては、食品ロスの削減に向けた国、地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割等が示されており、現状を把握するための食品ロス調査や啓発活動を推進しています。

令和 2 (2020) 年 10 月には、「2050 年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを政府が宣言しました。カーボンニュートラルの達成、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野では、一般廃棄物の焼却や埋立処分に伴う温室効果ガス排出の抑制、収集運搬車両の燃料使用の削減、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源 CO₂ 等の排出抑制等の対策が求められています。



(3) 東京都の動向

東京都では、令和元（2019）年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、2050（令和 32）年までに CO₂ 排出実質ゼロを目指すことを定め、脱炭素化に向けて省エネ、再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、食品ロスやプラスチック対策などサプライチェーンを含めた様々な分野での取り組みを推進しています。また、令和 3（2021）年 3 月には「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、2030（令和 12）年度の食品ロス発生量について 2000（平成 12）年度比半減を目標に掲げています。

令和 3（2021）年 9 月に策定した、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、SDGs やパリ協定の実現に向け、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱として、一般廃棄物、プラスチック焼却処理量、食品ロスの削減等を指標に掲げています。



2. 多摩市の現状

(1) 多摩市の廃棄物行政

多摩市（以下「本市」という。）では、平成 25（2013）年 4 月から、小型家電・金属類の分別収集を開始しました。また、平成 27（2015）年 10 月からエコプラザ多摩への市民の剪定枝受入を開始、同時に多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場への草枝ごみ持込手数料免除を廃止し、平成 28（2016）年 10 月には事業系ごみ処理手数料を改定（25 円/kg→35 円/kg）しました。

さらにはコロナ禍における各企業でテレワークが推進されたことで、事業系ごみが目標を大きく上回る減量となりました。一方、家庭系ごみについては、全体として中間目標を上回る減量を達成しているものの、品目によって施策の減量効果の表れ方に差が出ており、結果としては、令和 4（2022）年度末までに、前計画の目標値である平成 23（2011）年度比 10%のごみ減量に対し、令和 3（2021）年度末時点で中間目標（9%減）を上回る 13.3%の減量を達成することができました。今後は、現時点で減量効果が少ない品目の減量をどうやって進めていくかが目標達成の一つのポイントと考えられます。

これからますます進む少子高齢化・人口の減少、新型コロナウイルス感染症の余波等により、本市においては財源不足が見込まれております。廃棄物処理の分野においても、環境への配慮や災害への対策を図りながら、民間施設の利用や連携も視野に入れて、知恵をしばり工夫を重ね、ごみ減量・効率的な運営に取り組む必要があります。

本市のごみを処理している多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場では、令和 15（2033）年度以降の運営基本方針や施設更新に向けた検討を行っており、併せて災害時でも安定した処理ができるよう、構成市間相互の支援体制も考慮した検討が求められております。

エコプラザ多摩では、前計画期間内の平成 30（2018）～令和 4（2022）年度の 5 ヶ年にかけて、平成 29（2017）年度に策定した資源化センター長期修繕計画に沿って、各プラント設備の更新を実施しました。今後も施設を安全かつ安定して稼働していくために、長期修繕計画に基づき計画的に整備を行うとともに、令和 4（2022）年度に策定する「資源化センター長寿命化総合計画」に沿ってプラント設備の延命化を図ってまいります。

最終処分場については、日の出町のご理解のもと利用させていただいておりますが、こちらも延命化のため、ごみ減量をより一層推進することが求められています。

また、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や令和元（2019）年 10 月に発生した台風 10 号・19 号などを経て、災害時のごみ収集や廃棄物の処理

など、新たな課題を見据えた上で、資源循環型社会の構築を目指さなければなりません。なお、多摩市においては、平成 30（2018）年度に多摩市災害廃棄物処理計画を策定しました。

（２）本市を取り巻く社会の変化

近年、本市の廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

国内外で観測されるさまざまな異常気象や猛暑や干ばつ等による甚大な被害や地球温暖化防止、プラスチック削減等に向けた法制度の整備や政策の進展といった大きな潮流を受け、令和 2（2020）年 6 月に本市と多摩市議会は、多摩市気候非常事態を宣言しました。宣言では、気候が危機的な状況にあることを全市民と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、「2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」と生物多様性の保全とともに「資源の有効利用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進する」ことを柱としています。

さらに、その後の「プラスチック資源循環促進法」の制定を契機として、本市におけるプラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものへと転換していくための方針「多摩市プラスチック削減方針」を策定し、「4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブルの推進」を基本原則としてプラスチックの利用の削減、リサイクルの推進、適正な分別を本市における取組の基本方針に決めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活様式や事業活動の変化によって様々な課題が生じており、今後の市民の生活等への影響も不透明な状況です。

今回、多摩市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するに当たっては、本市の特性やこれまでのごみの減量やリサイクルに向けた取り組み等の経緯を踏まえた上で、現在本市が抱える課題を再認識し、持続可能な社会の実現に向けて、適切な目標の設定と効果的な施策の構築が必要です。

4R、リニューアブルとは

3Rと言われる、
リデュース（Reduce）：無駄なものは使わない
リユース（Reuse）：繰り返し使う
リサイクル（Recycle）：再利用する

に「**リフューズ（Refuse）**」「**“ごみになるようなものは断る”**」を加えた4つの取組とその頭文字「R」を合わせて「4R」といいます。「**リニューアブル（Renewable）**」は、“再生可能資源への代替”を指す言葉です。

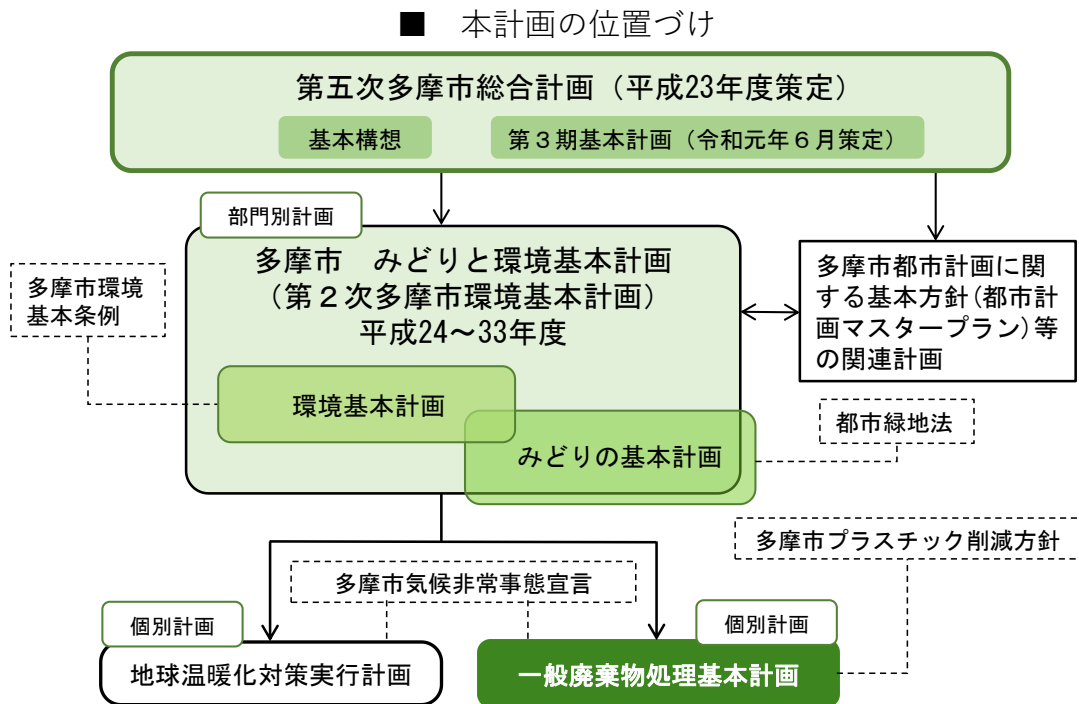
3. 本計画の趣旨

(1) 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会システムの確立を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保するために、自治体における廃棄物の発生抑制、再利用の促進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔保持に関する基本方針を定めるものです。

(2) 位置づけ

本計画は、本市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画として定められた「第五次多摩市総合計画」を具現化するための「個別計画」です。



(3) 計画期間

計画期間は令和5(2023)年度からの10年間で、目標年次は令和14(2032)年度とし、概ね5年ごとに見直しを行います。

なお、社会情勢の変化など、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

目標年次 令和14(2032)年度

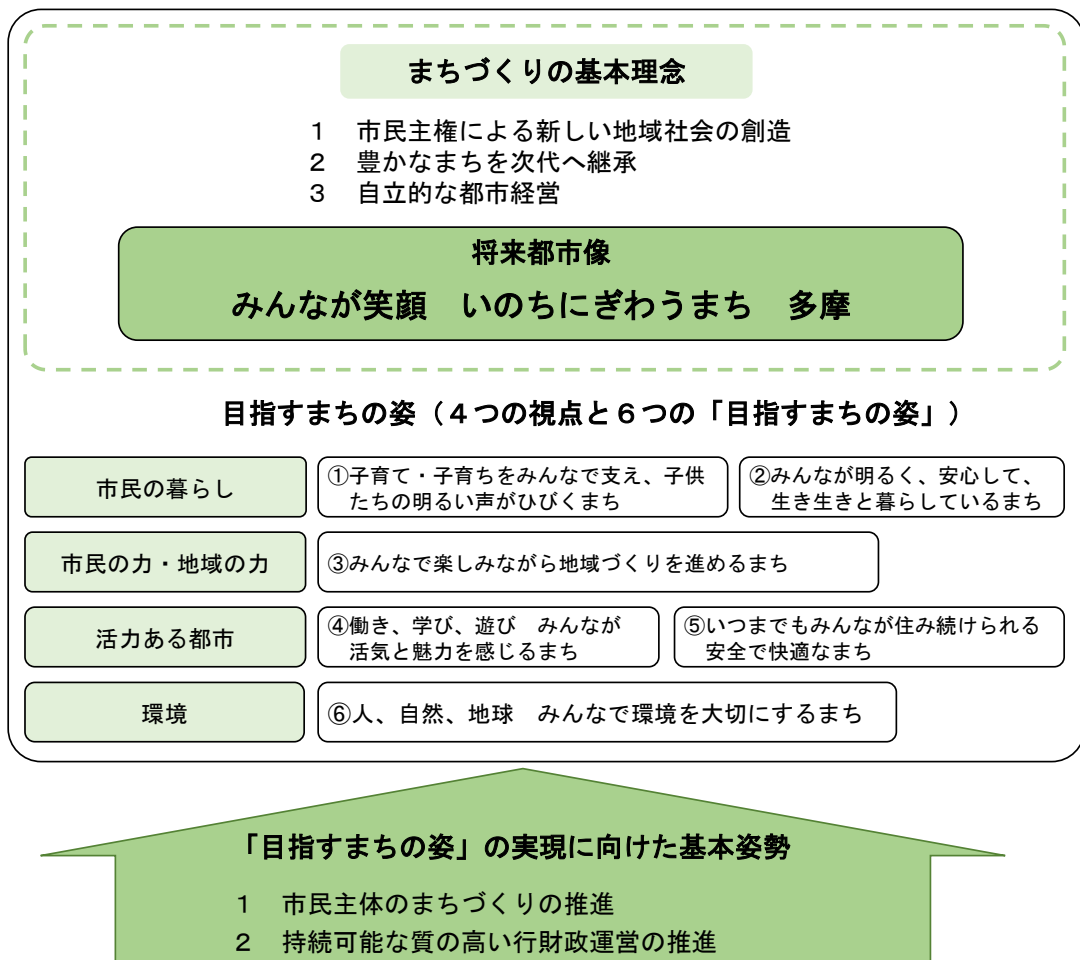
4. 関連計画の紹介

(1) 第五次多摩市総合計画

第五次多摩市総合計画の基本構想は、概ね 20 年後の多摩市が目指すまちの姿を現したまちのビジョンであり、まちづくりの3つの基本理念のもと、「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」を将来都市像に掲げ、目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢や取り組みなどを定めています。

令和元（2019）年6月に策定した第3期基本計画（2019-2028）では、社会のあり方の変化を捉え、市民とともにつくる計画として「超高齢社会への挑戦」、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点課題に掲げています。

■ 第五次多摩市総合計画の骨格



資料：第五次多摩市総合計画

(2) 多摩市みどりと環境基本計画

多摩市みどりと環境基本計画では、環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会をみんなとともに創り継承していくことを基本理念とし、めざす環境像として「循環と調和のまち みんなで創る多摩 一和と環と輪のまちづくり」を掲げています。

■ 多摩市みどりと環境基本計画の環境像と廃棄物にかかる目標と方針



自然環境分野

生活環境分野

地球環境分野

環境情報分野

短期目標 環境にやさしい暮らしの推進

長期目標である「環境負荷の軽減」に向け、本計画の10年では、一人ひとり
にできる環境にやさしい暮らしの実践をめざします。

施策方針

G ごみの減量と資源の有効利用 H エネルギーの有効利用
I 良好な水循環の推進 J 環境にやさしい交通の推進

長期目標 「環境負荷の軽減」

ごみ・資源 ごみの減量、資源の有効利用を進め、環境負荷の少ない循環
型社会の構築を図ります。

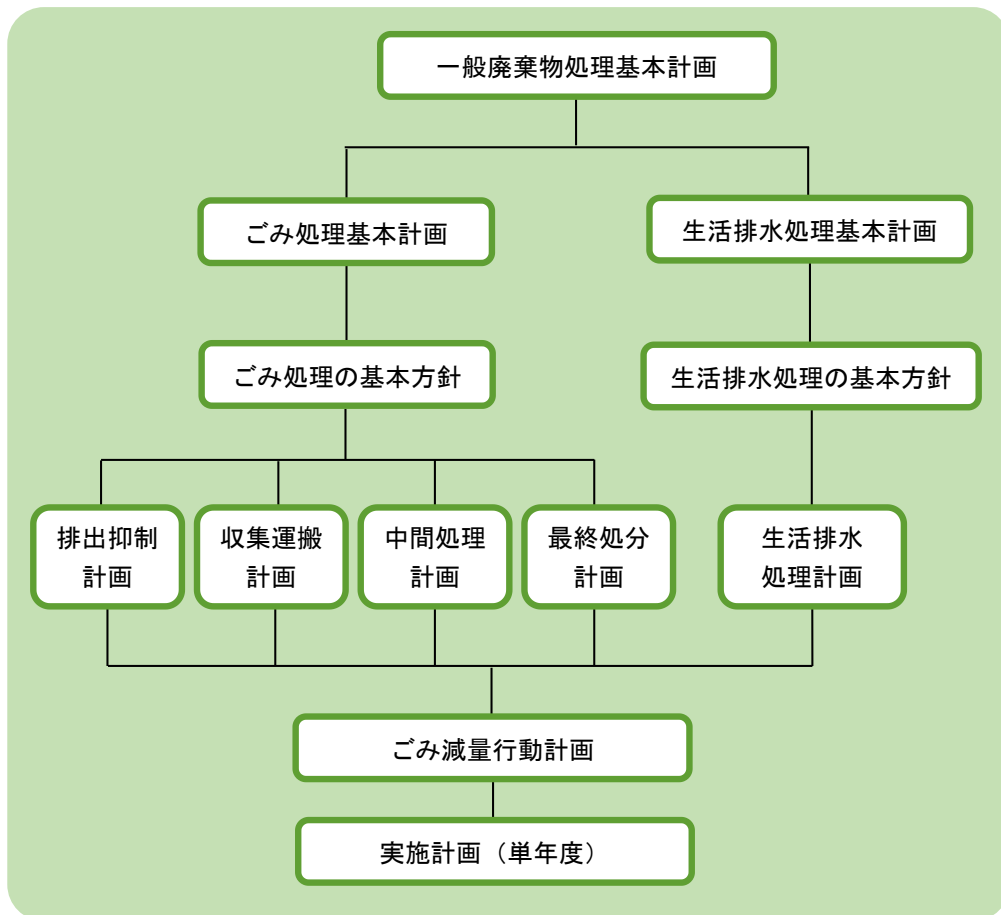
資料：多摩市みどりと環境基本計画（平成24(2012)～33(2021)年度）

5. 本計画の体系

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されます。ごみ処理及び生活排水処理における基本方針を定めるとともに、ごみについては、排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分の各段階における計画、生活排水については処理における計画を示すものです。

また、実施計画は、廃棄物処理法に基づいて、一般廃棄物処理基本計画の円滑な実施のため、年度ごとの処理量や処理方法等について定める計画です。

■ 本計画の体系



なお、本計画における用語の使い方は、以下の通りとします。

「ごみ」と「廃棄物」の使い分け

固有の名称（法律や条例等・計画の名称、既存の統計や調査において固定的に使われている用語）についてはそれぞれの用法に従って引用し、それ以外については、「ごみ」の用語を用いるものとします。

6. 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域（21.01 平方キロメートル）とします。

■ 計画処理区域



第2章 多摩市の概況について

1. 多摩市の位置

本市は、東経 139 度 27 分、北緯 35 度 38 分に位置し、北は多摩川を境に府中市に接し、東は稲城市、南は神奈川県川崎市麻生区と町田市、西は八王子市と日野市に接し、面積は 21.01 平方キロメートルです。

流域は多摩川水系で、多摩川支流の大栗川、乞田川が市内を流れています。

■ 多摩市の位置



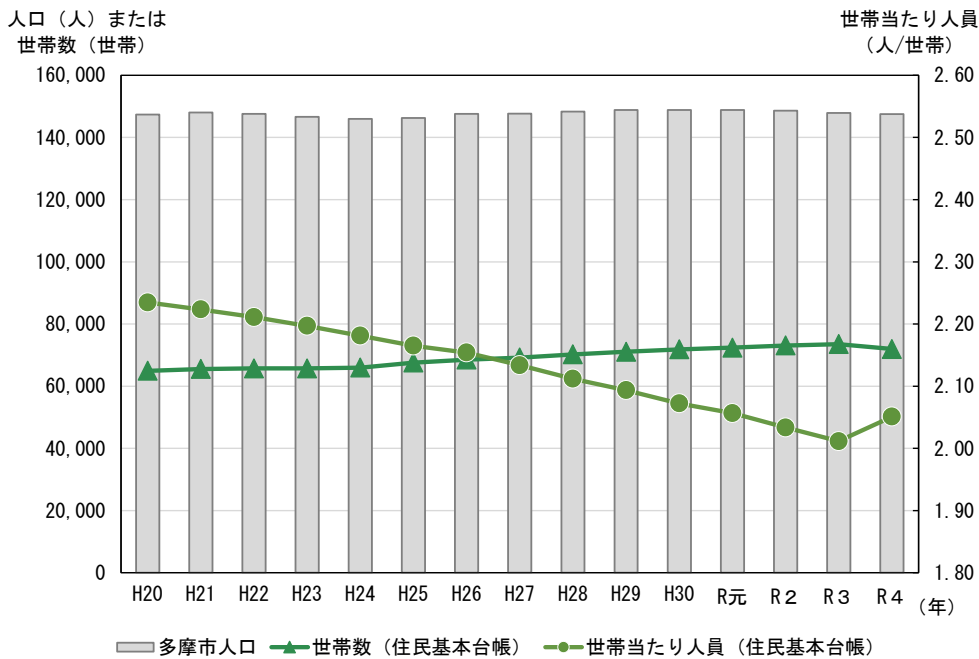
2. 市域の現況

(1) 人口

1) 人口と世帯数の推移

令和4（2022）年10月1日現在の人口（推計値）は、日本人145,114人、外国人2,735人、計147,539人、世帯数（日本人）は71,934世帯です。世帯当たり人員（日本人）は引き続き減少が続いており、2.05人まで低下しています。

■ 人口及び世帯数の推移（各年10月1日）



（各年10月1日）

	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
人口	145,979	146,288	147,593	147,664	148,317	148,815	148,855	148,865	148,606	147,922	147,539
世帯数	65,970	67,568	68,521	69,204	70,231	71,081	71,831	72,385	73,078	73,538	71,934
世帯当たり 人員	2.18	2.17	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07	2.06	2.03	2.01	2.05

※平成24（2012）年までの世帯数は日本人世帯のみ、平成25（2013）年以降の世帯数には外国人世帯を含む（住民基本台帳法一部改正による）

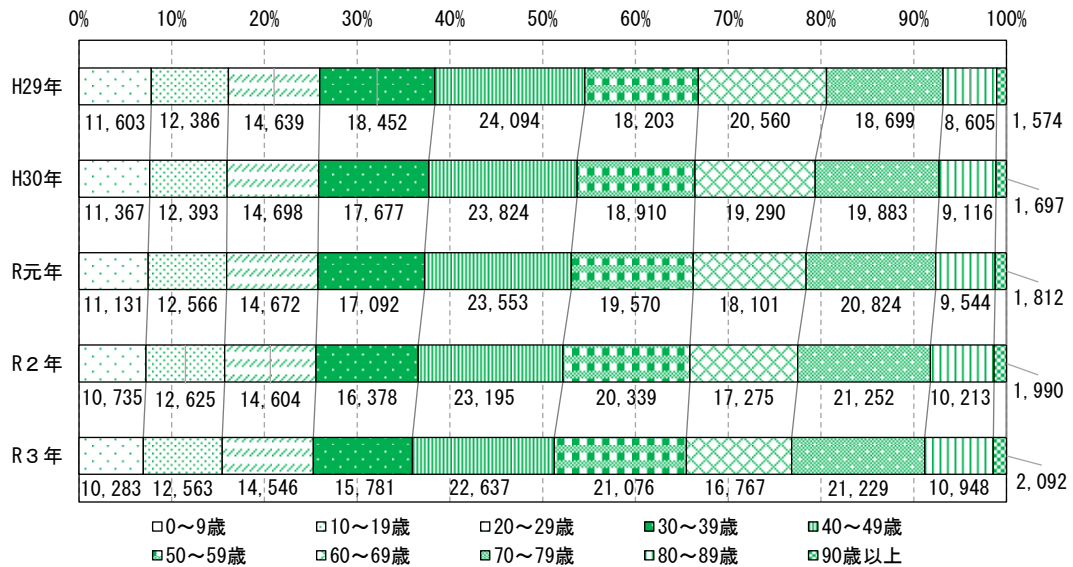
世帯当たり人員は、平成24（2012）年までは日本人のみで算出、平成25（2013）年以降は外国人を含む。

資料：住民基本台帳、外国人登録人口

2) 年齢別人口

令和元（2019）年以降、最も人口が多い年代は40歳代、次いで70歳代、50歳代の順です。令和3（2021）年は、60歳以上が35.4%になり、60歳以上の著しい増加が続いています。

■ 年齢別人口の推移（多摩市の台帳人口（日本人）、各年10月1日）

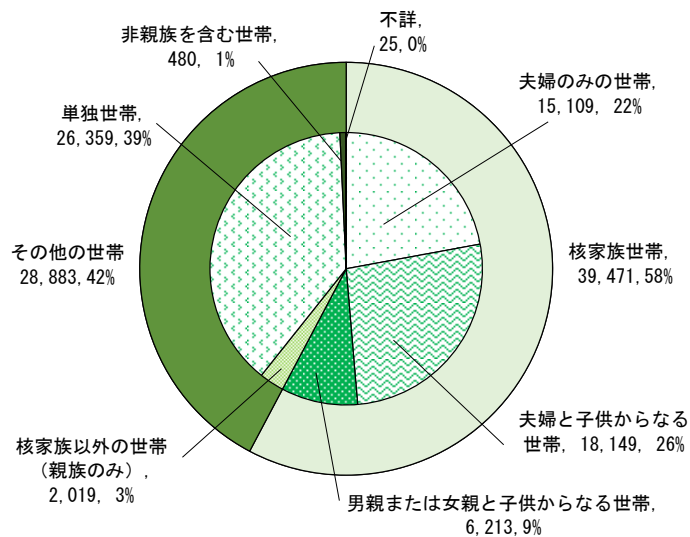


資料：住民基本台帳人口

3) 家族類型

核家族世帯は57.8%を占めており、核家族世帯の内訳を見ると、従来「標準世帯」と言われてきた「夫婦と子どもから成る世帯」は全体の26.6%で、単独世帯の38.4%より少なくなっていることがわかります。

■ 世帯の家族類型



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(2) 産業

1) 産業別事業所の推移

昭和 61 (1986) 年から平成 18 (2006) 年の間に、事業所数全体が 1.55 倍に増加しており、とりわけ増加しているのは 2.04 倍になっている「サービス業」です。市内の事業所数は、平成 21 (2009) 年以降は概ね 4,000 となっています。

■ 産業大分類別事業所数の推移

産業大分類	昭和61年 (1986)	平成3年 (1991)	平成8年 (1996)	平成11年 (1999)	平成13年 (2001)	平成16年 (2004)	平成18年 (2006)
農業・林業・漁業	0	1	2	1	2	3	4
鉱業	1	0	1	1	1	1	1
建設業	173	233	265	235	248	191	217
製造業	89	126	114	109	111	93	93
電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	7	3	7	2	6
運輸・通信業	42	62	77	70	157	109	131
卸・小売業、飲食店	1,135	1,330	1,474	1,414	1,497	1,349	1,424
金融・保険業	49	77	70	72	72	59	68
不動産業	131	199	249	234	284	251	267
サービス業	662	1,012	1,268	1,243	1,415	1,132	1,349
公務(他に分類されないもの)	15	19	18	—	19	—	21
計	2,303	3,064	3,545	3,382	3,813	3,190	3,581

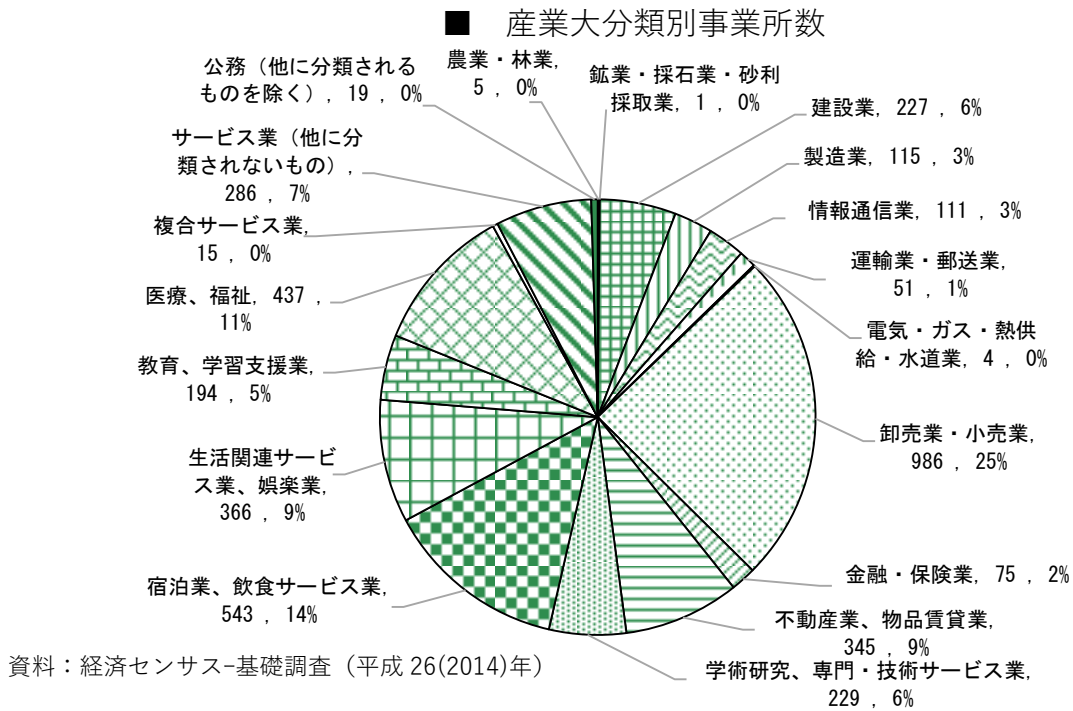
※調査年度により産業大分類が異なる場合、類似の産業を合算。簡易調査の年度は民間企業のみが調査対象。

産業大分類	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)
農業・林業	6	5
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1
建設業	251	227
製造業	119	115
電気・ガス・熱供給・水道業	10	4
情報通信業	127	111
運輸業、郵便業	53	51
卸売業・小売業	1,029	986
金融・保険業	75	75
不動産業、物品賃貸業	343	345
学術研究、専門・技術サービス業	253	229
宿泊業、飲食サービス業	520	543
生活関連サービス業、娯楽業	373	366
教育、学習支援業	188	194
医療、福祉	350	437
複合サービス業	16	15
サービス業(他に分類されないもの)	264	286
公務(他に分類されないもの)	20	19
計	3,997	4,009

資料：事業所・企業統計調査(上)、経済センサス-基礎調査(下)

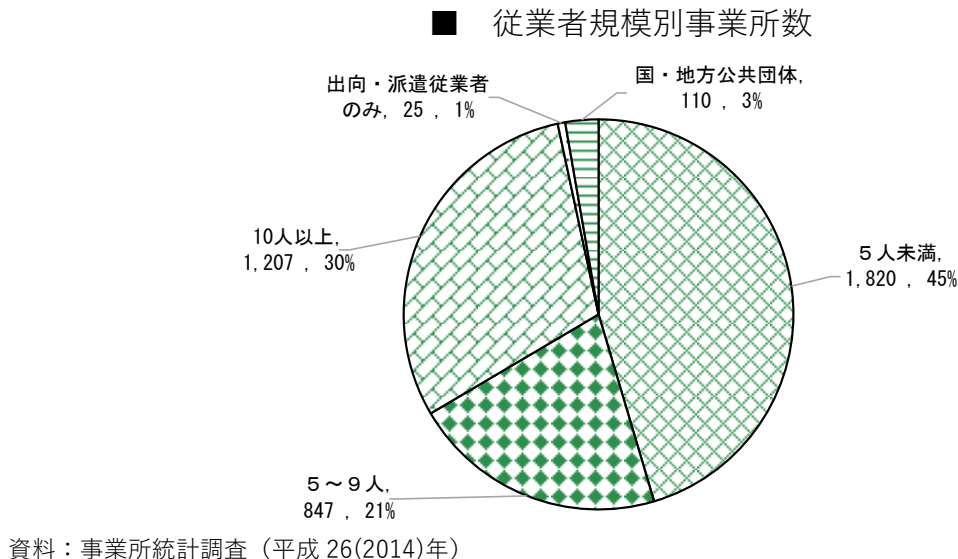
2) 産業別事業所数の構成割合

産業別の事業所数は、「卸売業、小売業」(24.6%)、「宿泊業、飲食サービス業」(13.5%)、「医療、福祉」(10.9%)、の順に多くなっています。「建設業」、「製造業」、「農業、林業」を合わせても1割弱であり、ほぼ大半がサービス系の産業となっています。



3) 従業者規模別事業所数

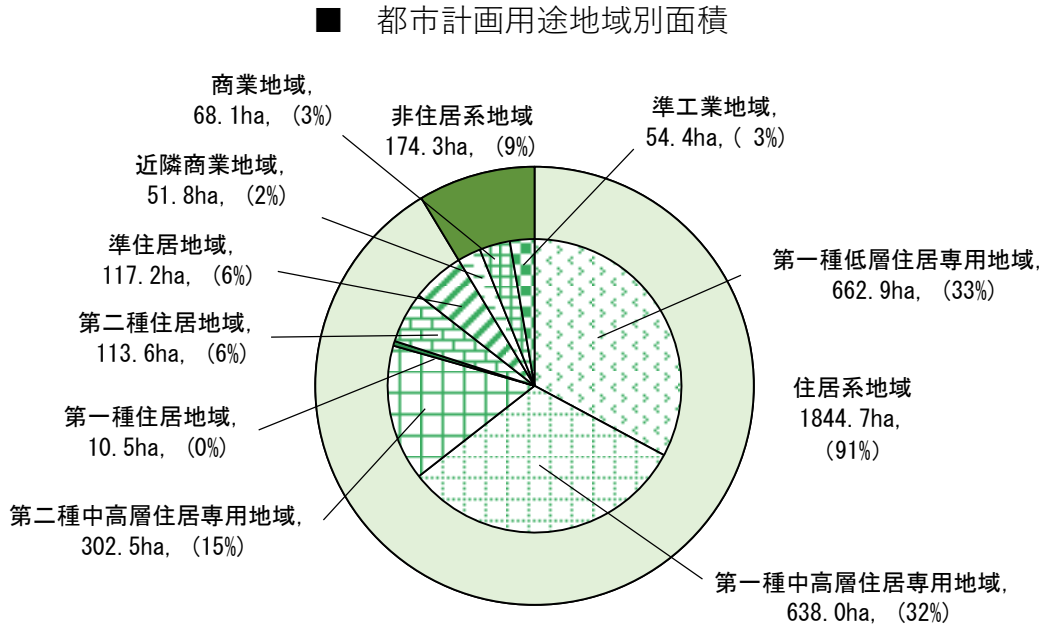
多摩市内の全事業所（平成26（2014）年の事業所統計調査における計4,009事業所）のうち、5人未満のものが全体の45.4%を占めており、全体の66.5%が10人未満の事業所となっています。



(3) 土地利用

1) 用途別土地利用状況

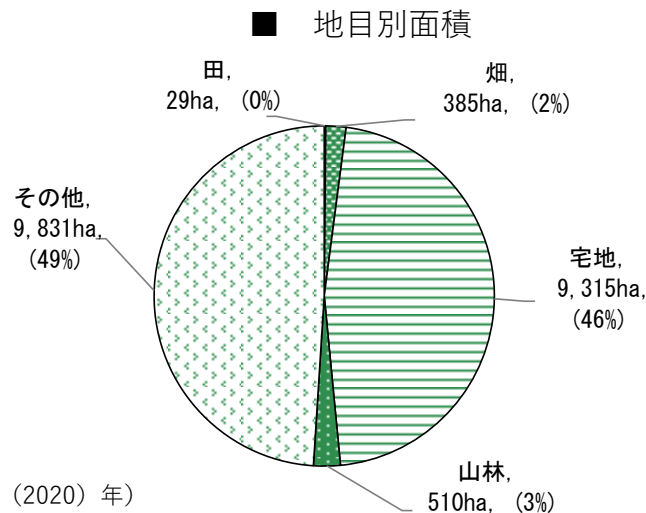
用途地域別面積では、住居系地域が全体の 91.3% を占めており、非住居系（商業系・工業系）は 1 割未満となっています。



資料：統計たま（令和 2（2020）年）

2) 地目別面積

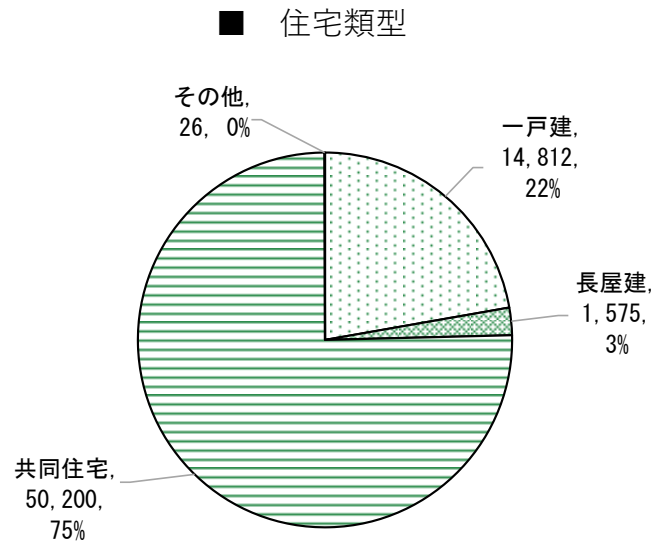
地目別面積では、「宅地」が全体の 46% を占めています。「田」、「畑」、「山林」の合計は 5% となっており、農地や山林がごくわずかとなっていることがわかります。



資料：統計たま（令和 2（2020）年）

3) 住宅類型

戸建は全体の約2割で、残り約8割は集合住宅に居住しています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年版）

(4) 財政状況

令和3（2021）年度の一般会計決算額は約685億円で、清掃事業費は約25億3千7百万円（約3.9%）となっています。

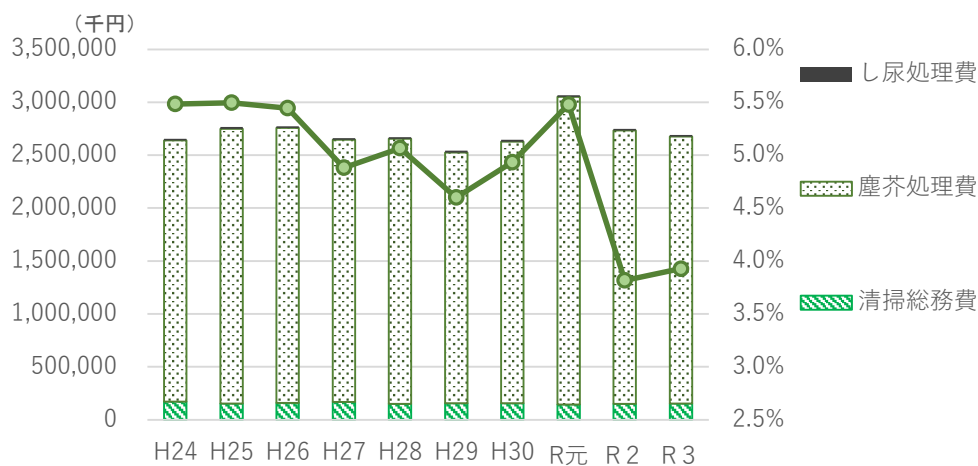
■ 一般会計と清掃事業費の推移

（単位：千円）

年度	一般会計 決算額	清掃事業費		内訳			
		金額	割合 (%)	ごみ処理経費			し尿 処理費 金額
				清掃 総務費	塵芥処理費	小計	
平成24年度 (2012)	48,417,043	2,655,337	5.5%	169,641	2,469,729	2,639,370	15,967
平成25年度 (2013)	50,327,935	2,765,894	5.5%	153,152	2,596,113	2,749,265	16,629
平成26年度 (2014)	50,927,384	2,772,332	5.4%	158,042	2,597,990	2,756,032	16,300
平成27年度 (2015)	54,523,229	2,661,286	4.9%	167,262	2,477,162	2,644,424	16,862
平成28年度 (2016)	52,704,383	2,670,411	5.1%	150,009	2,504,296	2,654,305	16,106
平成29年度 (2017)	55,248,940	2,541,279	4.6%	157,120	2,368,390	2,525,510	15,769
平成30年度 (2018)	53,578,172	2,644,073	4.9%	155,228	2,473,426	2,628,654	15,419
令和元年度 (2019)	55,961,691	3,066,472	5.5%	145,132	2,905,253	3,050,385	16,087
令和2年度 (2020)	72,029,432	2,748,895	3.8%	149,381	2,584,781	2,734,162	14,733
令和3年度 (2021)	68,528,979	2,537,500	3.9%	153,438	2,522,166	2,522,166	15,334

※人件費含む

資料：清掃事業実績



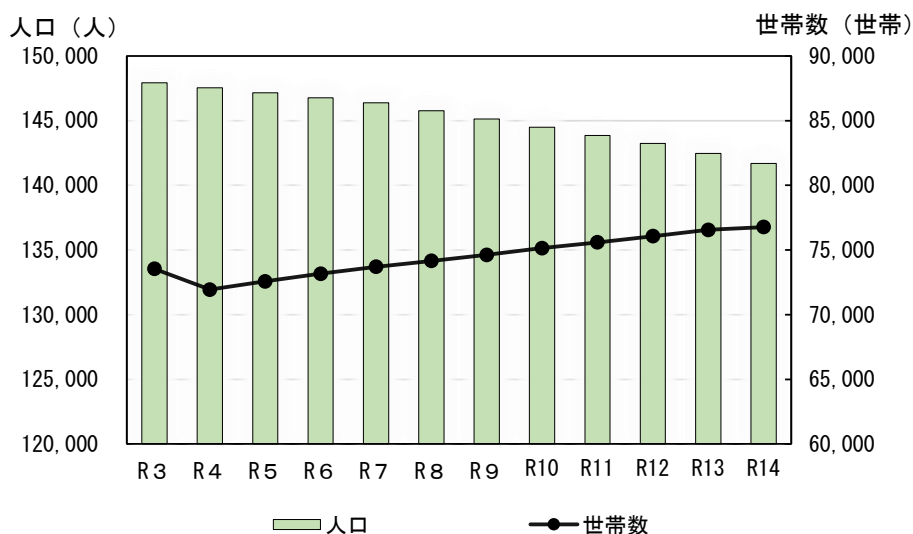
3. 将来像

(1) 将来の収集人口

収集人口は、外国人を含めて以下の通り推計しました。人口は減少し、世帯数は増加傾向に推移すると考えられます。

■ 収集人口の将来推計

令和14 (2032) 年度 141,699人



資料：多摩市将来人口推計

(各年10月1日)

	人口推計値 ⇒収集人口	世帯数 (多摩市人口推計)	人口増加率 (対前年)
令和3 (2021)	147,922	73,538	0
令和4 (2022)	147,539	71,934	-0.21%
令和5 (2023)	147,156	72,573	-0.26%
令和6 (2024)	146,773	73,167	-0.26%
令和7 (2025)	146,391	73,702	-0.26%
令和8 (2026)	145,759	74,153	-0.43%
令和9 (2027)	145,127	74,625	-0.43%
令和10 (2028)	144,495	75,146	-0.44%
令和11 (2029)	143,863	75,588	-0.44%
令和12 (2030)	143,233	76,062	-0.44%
令和13 (2031)	142,466	76,552	-0.54%
令和14 (2032)	141,699	76,768	-0.54%

・太字の箇所は実績値。令和4 (2022) 年以降は推計値。

・収集人口推計値は、第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和3 (2021) 年3月) による。

(2) 都市の将来像

第五次多摩市総合計画第3期基本計画の『施策 F1-3 資源循環社会の構築』において、以下のように定めています。

●施策の目指す姿

市民が快適で衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない循環型社会を構築していくために、4Rの視点に基づき一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。

●成果目標値

指標名	現状値 (平成29年度) (2017)	目標値 (令和4年度) (2022)	目標値 (令和10年度) (2028)
①総ごみ量	38,098 t	37,585 t	36,982 t
②資源化率 [※]	35.0%	40.0%以上	40.0%以上
③市民1人1日あたりのごみ量	579.0g	567.4g	550.1g

※資源化率(%) = (資源回収量(t) + 集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))

●主な施策の方向性 (環境負荷の少ない循環型社会の構築)

① 廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持

- ・市民生活の中で必ず発生する廃棄物や資源について、安全で安定したごみ収集、中間処理、最終処分を行い、衛生的で快適な生活環境を確保します。

② ごみの発生抑制

- ・ごみとなる前の発生段階から無駄な消費を抑え、自家処理の推進を促す方策、まだ食べられるのに捨てられている食品を廃棄せず有効利用する食品ロス削減、使い捨てプラスチックの利用を減らすことでマイクロプラスチックと無駄なプラスチックの削減につながるレジ袋削減、2R[※]の啓発など、地域特性を活かした施策を行います。

③ ごみ減量・資源化の推進

- ・資源化率を向上させるため、家庭系ごみからの資源分別の徹底、市民・事業者との協働によるごみ減量啓発に取り組みます。
- ・老朽化している資源化センターについて計画的に改修を進め、剪定枝等の資源化など、みどりのリサイクルの促進に取り組みます。
- ・事業系ごみの削減へ向け、搬入物検査とともに、事業所への啓発を行います。

※2R: Reduce (無駄なものは使わない)、Reuse (繰り返し使う) を優先的にを行い発生抑制を推進する運動